

佐久市子ども未来館条例

(設置)

**第1条** 子どもの科学に関する知識の普及及び啓発を図り、もって次代を担う創造性豊かな子どもの育成に寄与するため、佐久市子ども未来館（以下「未来館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 未来館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市子ども未来館	佐久市岩村田1931番地1

(事業)

**第3条** 未来館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 科学に関する資料及び装置の展示並びにその利用に関すること。
- (2) プラネタリウム装置による天体の投映に関すること。
- (3) 科学に関する実験教室、講座、講演会等の開催に関すること。
- (4) 多目的ホールの貸出しに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業  
(指定管理者による管理)

**第4条** 未来館の管理は、佐久市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐久市条例第21号）の定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第5条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 未来館の利用の許可に関する業務
- (2) 未来館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、未来館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(休館日)

**第6条** 未来館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週の木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月1日までの日

(開館時間)

**第7条** 未来館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、5月3日から5月5日まで及び7月1日から8月31日までの間は、午前9時30分から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、多目的ホール（プラネタリウム室及び企画展示室をいう。以下同じ。）は、予約により午後9時まで使用することができる。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を延長することができる。

(入館の制限等)

**第8条** 指定管理者は、未来館に入館しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒むことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属備品、展示物等を損傷するおそれがあると認められるとき。

2 指定管理者は、前項に掲げる場合のほか、混雑の予防その他未来館の管理上必要があると認めるときは、未来館の入館を拒み、又は制限することができる。

(使用の許可)

**第9条** 未来館の多目的ホール又は附属備品を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

**第10条** 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は他人に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

**第11条** 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 使用申請の内容に偽りがあったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(入館料等)

**第12条** 未来館を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める料金を納付しなければならない。

(1) 常設展示室、科学体験工房、図書資料室等へ入場する場合 別表第1に定める額の入館料

(2) プラネタリウム上映番組を鑑賞する場合 別表第2に定める額の観覧料

(3) 常設展示室、科学体験工房、図書資料室等への入場とプラネタリウム上映番組の鑑賞を併せて行う場合 別表第3に定める額の入館観覧セット料

(4) 多目的ホールの占有使用及びその附属備品を使用する場合 別表第4に定める額の使用料

(入館料等の減額又は免除)

**第13条** 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料、観覧料、入館観覧セット料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の還付)

**第14条** 既に納付した入館料、観覧料、入館観覧セット料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

**第15条** 故意又は過失により、未来館の施設、附属備品、展示物等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(運営協議会)

**第16条** 未来館の運営を円滑に行うため、佐久市子ども未来館運営協議会を置く。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、未来館の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市子ども未来館の設置及び管理に関する条例(平成12年佐久市条例第37号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**別表第1** (第12条関係)

入館料

	個人	団体	回数券(11回券)
大人(1人につき)	500円	400円	5,000円
子ども(1人につき)	250円	200円	2,500円

(備考) 1 子どもとは、4歳以上中学生までの者をいう。

- 2 4歳未満の者は、無料とする。
- 3 団体とは、20人以上をいう。
- 4 企画展示室において、特別の企画による展示を行う場合の入館料は、その都度定める額とする。

**別表第2**（第12条関係）

観覧料

	個人	団体
大人（1人につき）	700円	560円
子ども（1人につき）	350円	280円

- （備考）
- 1 子どもとは、4歳以上中学生までの者をいう。
  - 2 4歳未満の者は、無料とする。ただし、座席を占有する場合は、有料（子ども料金）とする。
  - 3 団体とは、20人以上をいう。

**別表第3**（第12条関係）

入館観覧セット料

	個人
大人（1人につき）	1,000円
子ども（1人につき）	500円

- （備考）
- 1 子どもとは、4歳以上中学生までの者をいう。
  - 2 回数券により、入館と観覧をする場合の追加料金は、大人は500円、子どもは250円とする。
  - 3 企画展示室において、特別の企画による展示を行う場合の入館観覧セット料は、その都度定める額とする。

**別表第4**（第12条関係）

1 使用料

施設名等		午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時30分から 午後4時30分まで	午後6時から 午後9時まで
プラネタリウム室	入場料を徴収して 使用する場合			50,000円
	入場料を徴収しな いで使用する場合			20,000円
企画展示室		5,000円	5,000円	5,000円
1時間当たり		2,000円		

2 附属備品使用料（1回につき）

附属備品名	使用料
マイク一式	500円
アップライトピアノ	500円
A V機器一式	3,000円

改正

平成22年2月26日規則第2号

佐久市子ども未来館条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐久市子ども未来館条例（平成17年佐久市条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日の変更)

**第2条** 条例第6条の規定による承認の申請は、休館日変更承認申請書（様式第1号）によりしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により休館日を変更したときは、同項に規定する様式第1号に準じた方法により報告しなければならない。

(開館時間の変更)

**第3条** 条例第7条第3項の規定による承認の申請は、利用時間変更承認申請書（様式第2号）によりしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により利用時間を変更したときは、同項に規定する様式第2号に準じた方法により報告しなければならない。

(利用の許可、制限等)

**第4条** 指定管理者が条例第8条の規定により入館を拒み、又は利用の制限をしたときにおいて、特に重要と認めるものについては、適宜な方法により市長に報告するものとする。

(使用申請及び許可)

**第5条** 条例第9条第1項の規定により、佐久市子ども未来館（以下「未来館」という。）の多目的ホールを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市子ども未来館多目的ホール使用許可申請書（様式第3号）正副2通を指定管理者に提出しなければならない。

2 未来館の多目的ホールの使用の許可は、前項の規定により提出された申請書の副本に承認印（様式第4号）を押印し、これを申請者に交付することにより行うものとする。

(使用の変更又は取消し等)

**第6条** 条例第9条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更し、又は使用の取消しをしようとするときは、佐久市子ども未来館多目的ホール使用許可変更（取消）申請書（様式第5号）正副2通に、前条第2項の規定により交付された申請書の副本を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の使用の変更又は取消しの承認は、同項の規定により提出された申請書の副本に承認印（様式第4号）を押印し、これを使用者に交付することにより行うものとする。

(入館料、観覧料及び入館観覧セット料の徴収並びに入館券等の交付)

**第7条** 条例第12条第1号、第2号及び第3号に規定する入館料、観覧料又は入館観覧セット料を徴収したときは、入館券、観覧券又は入館観覧セット券（以下「入館券等」という。）を交付する。

2 入館券等の種類は、個人券及び団体券とする。

3 個人に係る入館料、観覧料又は入館観覧セット料の徴収及び入館券等の交付は、原則として券売機によるものとする。

4 団体に係る入館料又は観覧料の徴収及び入館券等の交付は、佐久市子ども未来館団体入館申込書（様式第6号）に基づいて行うものとする。

(入館料等の減額又は免除)

**第8条** 条例第13条の規定により、入館料、観覧料、入館観覧セット料又は使用料（以下「入館料等」という。）を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に定める場合とし、減額又は免除の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 市内の保育所又は幼稚園の園児、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒並びにこれらの引率者が、その所属する学校等の授業又は行事等の一環として利用するとき 全額

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた

- 者及びその介助者（1人に限る。以下同じ。）が利用するとき 全額
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者が利用するとき 全額
  - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者及びその介助者が利用するとき 全額
  - (5) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けた者及びその介助者が利用するとき 全額
  - (6) 市長が特別の理由があると認めるとき 市長の定める額
- 2 前項第1号又は第6号に該当する場合において、入館料等の減額又は免除を受けようとする者は、佐久市子ども未来館入館料等減額（免除）申請書（様式第7号）正副2通を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定による入館料等の減額又は免除は、同項の規定により提出された申請書の副本に承認印（様式第4号）を押印し、これを入館料等の減額又は免除を受けようとする者に交付することにより行うものとする。
- 4 第1項第2号、第3号、第4号又は第5号に該当する場合において、入館料等の減額又は免除を受けようとする者は、利用の際、係員に当該手帳を提示しなければならない。

（入館料等の返還申請）

**第9条** 条例第14条ただし書の規定により入館料等の返還を受けようとする者は、佐久市子ども未来館入館料等返還申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

**第10条** 未来館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、附属備品、展示物等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 危険物及び危険のおそれのあるものを持ち込まないこと。
- (3) 物品の販売、展示又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (5) 広告その他これらに類する張り紙をし、又は配布しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め指示した事項

（運営協議会）

**第11条** 条例第16条に規定する佐久市子ども未来館運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

（補則）

**第12条** この規則に定めるもののほか、未来館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市子ども未来館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年佐久市条例第43号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年2月26日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号 (第3条関係)  
様式第3号 (第5条関係)  
様式第4号 (第5条、第6条、第8条関係)  
様式第5号 (第6条関係)  
様式第6号 (第7条関係)  
様式第7号 (第8条関係)  
様式第8号 (第9条関係)